

研究水準に関する評価について（案）

1. 評価についての考え方

- 中期目標期間における業務の実績の評価は、中期目標の達成状況の調査・分析の結果を考慮しつつ、機構が行う教育研究の状況の評価結果を尊重し、業務の実績全体について総合的な評価を行うこととされている。その際、教育研究は国立大学法人等の事業の根幹をなすものであり、教育研究の状況の評価は、各大学等の継続的な質的向上に資するとともに、社会への説明責任を果たすものであることが特に求められる。

それに応えるためには、研究に関する中期目標・計画の達成状況の調査・分析とともに、大学等の研究の活動及び成果等の状況がどのような水準となっているのかを踏まえて評価する。

- 研究に関する評価には、研究の成果の水準の判断が不可欠であり、国立大学法人等の研究活動を社会に向けて分かりやすく説明していく上でも重要な基礎となる。

水準の判断にあたっては、それぞれの学問分野・領域ごとの特性に応じた調査・分析を行う必要がある。その際、学術的な意義や、研究の成果の社会への還元に基づく効果等を重視する。

- 各国立大学法人等の研究水準は、当該大学等の研究の取り組み状況全般に係る主要な傾向や重要な特徴等を記述式で示すことにより評価する。その際、各国立大学法人等の研究活動は学問分野・領域の特性に応じた各学部・研究科等が担っていることを重視して各学部・研究科等の研究水準の判定を踏まえることとする。

また、大学全体の評価結果を示す際に、各学部・研究科等ごとの研究水準の判定結果を併せて示す。

- また、中期目標・中期計画には重点的に取り組む領域等について記載されていることから、中期目標・中期計画に基づき、期間内に取り組まれた重点領域研究やプロジェクト研究については、それぞれの研究水準の判定を行う。

2. 学部・研究科等の研究水準の判定

(1) 判定方法

① 判定にあたっての視点

水準判定に際しては、「学術的な意義」や「研究の成果の社会への還元」に基づく効果等を重視するため、「学術的意義」と「社会・経済・文化的意義」の2つの判定の視点を設定する。

なお、「学術的意義」については、国際的視点を考慮し独創性等を重視した分析を、「社会・経済・文化的意義」については、地域社会への貢献、地域との連携・協力の推進、国際社会への寄与等の分析を踏まえて判定する。

② 判定に必要な資料

学部・研究科等の研究水準の判定にあたっては、①教員が作成する「主要研究業績説明書（教員）」と、学部・研究科等における組織としての研究の状況を適切に把握するため②学部・研究科等ごとに作成する「研究活動状況説明書」の資料を基本とし、③研究活動に関する客観的なデータ等を活用する。なお必要に応じて④「重点領域研究等業績説明書」に基づいた水準判定を参照する。

なお、大学共同利用機関法人については、各研究所等の設置目的を十分に踏まえ、上記①～④のうち、どれを重視すべきかは弾力的に対応する。

i) 主要研究業績説明書（教員）

「主要研究業績説明書（教員）」では、教員ごとの主要な研究業績等の概要、その業績に関する外部評価結果などの必要な情報の記述を求める。

その際、評価者が適切な判定ができるよう、「学術的意義」と「社会・経済・文化的意義」の2つが判定の視点であることをあらかじめ示し、それを踏まえた記述を求めることとする。

ii) 研究活動状況説明書

学部・研究科等ごとの「研究活動状況説明書」では、研究活動の状況、主な研究成果（学部・研究科等のプロジェクト研究等を含む）等についての記述を求める。

iii) 研究活動に関する客観的なデータ等について

学部・研究科等に共通する水準判定の基礎資料として、研究活動に関する客観的なデータ等の提出を求める。なお、データ等の収集にあたっては大学情報データベースを積極的に活用する。

iv) 重点領域研究等業績説明書

中期目標・中期計画に基づく「重点領域研究等業績説明書」から導かれる水準判定が研究活動状況説明書の主な研究成果に含まれている場合、それを参照する。

なお、大学共同利用機関法人については、それを構成する研究所等の設置目的を踏まえ、組織の活動状況を示すものとして、「重点領域研究等業績説明書」から導き出される水準判定結果を重視する。

③ 調書を求める教員の範囲

研究水準の判定は、組織の水準を示すものであり、社会の理解を得る必要があることから、原則として、全専任教員^(注)を対象とすることが望ましい。ただし、助手については、各国立大学法人等で職務内容等が多様であることを踏まえて、基本的に対象に含めないものとする。

したがって、対象とする教員の範囲は、調査時点に在籍している講師以上の専任教員とする。なお、国立大学法人等の判断で助手を対象に含めることも可能とする。

（注）上記の「専任教員」とは、文部科学省の行う学校基本調査でいう本務教員とする。

（2）判定の組織

個別の業績等の水準判定にあたっては、それぞれの学問分野・領域の特性を踏まえた調査・分析ができ、各国立大学法人等及び教員が理解しやすいものであることが重要である。水準判定を行う学問分野・領域の区分は、科学研究費補助金の審査の際に使用される区分（「系(4)・分野(10)・分科(66)・細目(278)表」）の分科を基本とし、この区分ごとに学問的見識を有する専門家で構成する判定組織を設ける。

（3）判定結果の表し方

学部・研究科等の研究水準判定の結果は、「主要研究業績説明書（教員）」に基づいた水準判定と「研究活動状況説明書」等を参照して、総合的所見として簡潔に記述式で示し、同時に学部・研究科等ごとにとりまとめた教員の研究業績等の判定結果を示す。

① 教員の研究業績等に基づく研究水準の判定

i) 専門分野ごとの「主要研究業績説明書（教員）」の判定

a) 段階判定

研究水準の判定については、社会に分かりやすく説明する必要があり、これまでの機構における評価の経験等を踏まえ、4段階で行う。その表し方は、今後検討する。

b) 判定方法

「主要研究業績説明書（教員）」の判定方法は、以下の手順で行う。

- i) 複数の評価者それぞれが、説明書を基に、別個に段階判定を行う。
- ii) 複数の評価者の段階判定を基に、それぞれの分野（分科）ごとの判定組織において、判定（段階）を確定する。

ii) 上記 i) の判定（段階）の学部・研究科等ごとのとりまとめ方法

上記 i) の判定（段階）を、各学部・研究科等それぞれで 4段階の区分ごとに集計し、その割合（構成比）を示す。

② 学部・研究科等の研究水準に関する総合的所見

学部・研究科等の研究水準に関する所見は、組織としての研究活動状況や研究業績の水準について総合的に簡潔に記述する。なお、必要に応じて学部・研究科等ごとにとりまとめた教員の研究業績等の判定結果の補足説明やその他の特記事項を記述する。

また、大学共同利用機関法人の場合には、組織の目的等を踏まえた内容となるよう配慮する。

3. 大学等全体の研究水準に関する評価

大学等全体の研究水準は、上記の学部・研究科等ごとの水準判定結果を踏まえ、大学等全体の取り組み状況全般に係る主要な傾向や重要な特徴等を記述式で示すことにより評価する。